

平成 17 年 8 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 ACCESS
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問合せ先 常務執行役員
経営企画本部長 植崎 浩一
(TEL. 03-5259-3511)

訴訟取下命令の申し立てに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 19 日付で、当社が昨年東京地方裁判所で提起した訴訟の取下げの命令を求め
る申し立てを受け、本日、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所より送達されましたので、下
記の通りお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟取下命令の申し立てがあった裁判所および年月日
米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所
平成 17 年 8 月 19 日 (申立書送達日 平成 17 年 8 月 23 日(カリフォルニア時間))
2. 当該訴訟取下命令を申し立てた者
 - (1) 社名 Unisys Corporation
 - (2) 所在地 Unisys Way
Blue Bell Pennsylvania 19424
United States
 - (3) 代表者 Joseph W. McGrath
3. 当該申し立ての内容
当社が平成 16 年 9 月 22 日に Unisys 社を相手取って提起した東京地方裁判所での訴訟の取
下命令の発行
4. 当該訴訟取下げの申し立てに至るまでの経緯
インターネットにおいて広く利用されている画像符号化方式 GIF (Graphics Interchange
Format) は、LZW (Lempel-Ziv Welch) という情報圧縮技術に関して、Unisys 社は、同社が
所有する特許 (米国特許第 4558302 号および対応外国特許。日本においては特許第 2610084
号、同 2123602 号、同 3016868 号)(以下、「本特許」という。)に基づく特許権を主張して
おりました。本特許は、わが国においては平成 16 年 6 月 20 日をもって存続期間満了により
消滅しております。

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」および「Compact NetFront」(以
下「該当製品」という。)が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性
があると考えられた為、Unisys 社との間で該当製品に関するライセンス契約(以下「本ライ

センス契約」という。)を、平成12年に締結しました。当社は、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし昨年来、Unisys社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者(以下総称して「特定取引先」という。)に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身がUnisys社との間で本特許に関するライセンス契約を締結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先からUnisys社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってきました。しかしながら、交渉過程において、Unisys社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償および債務不存在確認を求めて昨年9月22日に東京地方裁判所に訴訟を提起しました。これに関しては、すでに平成16年9月24日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてご報告させていただきました通りです。

その後、Unisys社が、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続開始の申し立てを行い、これに関しましても平成17年2月10日付「仲裁手続の申し立てに関するお知らせ」にてご報告させていただきました。今般、Unisys社は、当社に対して、ライセンス契約における仲裁合意の存在を理由として、当社が平成16年9月に東京地方裁判所に提起した訴訟の取下げを求めて、本件申し立てを行ったものであります。

5. 今後の見通し

今回の申し立ては、Unisys社と当社との間の一連の紛争の一環として行われたものです。平成16年9月24日付「訴訟の提起に関するお知らせ」、平成17年2月10日付「仲裁申し立てに関するお知らせ」でもご報告させていただいている通り、当社は、諸般の事情を鑑み、当社の主張を支持する判断が下る可能性が高いと見込んでおります。経営成績に及ぼす影響につきましては、現在のところ軽微なものと考えております。

なお、本特許は、わが国において平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しておりますので、当社の今後の事業に対しては、何らの影響もございません。

以上